

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年五月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木 村 暢 宏

<p>県道と光インター線</p>	<p>路線名</p>
<p>和光市新倉七丁目八番一―地先から同市新倉七丁目八番一―地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年五月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年四月十五日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長三七・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>